高知県児童相談所規則の一部改正について

１　趣旨

　　　以下により、高知県児童相談所規則の一部を改正する。

1. 平成24年４月１日に施行された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」による児童福祉法改正に伴うもの。

平成28年６月３日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」により、情緒障害児短期治療施設の対象を、環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童とし、その目的を社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うものとするとともに、その名称を児童心理治療施設とすることとなったことに伴うもの。

1. 平成25年１月１日に施行された「非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年５月25日法律第53号）」による児童福祉法改正に伴うもの。

２　内容

　　　高知県児童相談所規則（昭和27年高知県規則第13号）の一部を次のように改

正する。

1. 別記様式裏面中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設」を「障害児入所施設、児童心理治療施設」とする。
2. 別記様式裏面中「（２）保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第１項第３号の措置を採ること。２～６略」を「（２）保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第１項第３号の措置を採ること。２～５略」とする。

３　施行日

　　　この規則は、平成29年４月１日から施行する。